

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年二月九日第八二一五九号

平成二十一年六月十八日第八二一五九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十四日第七一九四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十四日第四四五九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市二階堂上ノ庄町五三番地ノ一、五四番地ノ一、五六番地ノ三、五六番地ノ四、五六番地ノ五、五六番地ノ六、五六番地ノ七、五六番地ノ八、五六番地ノ九、五六番地ノ一〇、五六番地ノ一一、五六番地ノ一二、五六番地ノ一三、五六番地ノ一四及び五六番地ノ一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市櫛本町二七八三番地ノ七

株式会社ホームトゥエンティワン 代表取締役 吉川徳彦

天理市二階堂上ノ庄町三四六番地ノ一

米田朝嗣

天理市二階堂上ノ庄町三二四番地

東 里久

天理市二階堂上ノ庄町四七九番地

片岡暲郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市二階堂上ノ庄町五三番地ノ一の一部、五四番地ノ一の一部、五六番地ノ三、五六番地ノ四及び五六番地ノ七

下水道 天理市二階堂上ノ庄町五三番地ノ一、五四番地ノ一、五六番地ノ三及び五

六番地ノ四の各一部

水路 天理市二階堂上ノ庄町五六番地ノ五及び五六番地ノ六

一 許可番号

平成二十年十二月十八日第八二一五〇号

平成二十一年五月二十二日第八二一五〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十六日第七一九五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十六日第四四六〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字東新堂六七番地ノ三及び六八番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地ノ三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字東新堂六七番地ノ三及び六八番地ノ一の各一部

下水道 桜井市大字東新堂六七番地ノ三及び六八番地ノ一の各一部

水路 桜井市大字東新堂六七番地ノ三及び六八番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成二十一年四月二十日第八四一三号

平成二十一年六月三日第八四一三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十六日第七一九六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年六月二十六日第四四六一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市北今市二丁目二六一番地ノ三及び二六一番地ノ九の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府南河内郡太子町聖和台四丁目一番地ノ四

セイワプランニング株式会社 代表取締役 白坂大四郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市北今市二丁目二六一番地ノ三

水路 香芝市北今市二丁目二六一番地ノ三の一部